

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)  
平成 28 年 7 月 29 日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 1600006 号

厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 1600097 号

## 第1 結論

1 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成2年7月31日から同年12月25日に訂正し、平成2年7月から同年9月までの標準報酬月額を59万円、同年10月及び同年11月の標準報酬月額を47万円とすることが必要である。

平成2年7月31日から同年12月25日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

2 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を上記訂正後の平成2年12月25日から平成3年2月26日に訂正し、平成2年12月から平成3年1月までの標準報酬月額を47万円とすることが必要である。

平成2年12月25日から平成3年2月26日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者の平成2年12月25日から平成3年2月26日までの期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和39年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成2年7月31日から平成3年2月26日まで

A社における厚生年金保険の資格喪失日が平成2年7月31日と記録されているが、同社には平成3年2月26日まで在籍しており、請求期間について、給与から厚生年金保険料が控除されていたはずである。調査の上、厚生年金保険の資格喪失日を訂正し、将来の年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

1 請求期間のうち、平成2年7月31日から同年12月25日までの期間については、オンライン

ン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成2年10月31日（現在は、平成3年3月1日に訂正）より後の同年12月25日付で、請求者に係る同年10月の定時決定が取消され、同年7月31日に遡って厚生年金保険被保険者資格の喪失処理が行われていることが確認できる上、当該事業所の複数の同僚についても、請求者と同様に平成2年10月の定時決定の取消処理が行われ、同年7月31日に遡って厚生年金保険被保険者資格の喪失処理が行われていることが確認できる。

また、A社に係る閉鎖登記簿謄本により、上記請求期間においてA社は法人格を有していたことが確認できることから、当該事業所は、当該期間において厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたと認められる。

これらを総合的に判断すると、請求者について、平成2年7月31日に遡って厚生年金保険被保険者資格の喪失処理を行う合理的な理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は、当該喪失処理日である平成2年12月25日であると認められる。

また、請求者の平成2年7月から同年11月までの標準報酬月額については、厚生年金保険被保険者資格喪失処理前のオンライン記録から、平成2年7月から同年9月までは59万円、同年10月及び同年11月は47万円とする必要である。

2 請求期間のうち平成2年12月25日から平成3年2月26日までの期間については、雇用保険の記録により、請求者は、A社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、請求者と厚生年金保険被保険者の資格喪失日が同じである同僚の給与明細書により、上記期間に係る厚生年金保険料が、事業主により給与から控除されていることが確認できる上、A社の元事業主は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していた旨回答している。

これらを総合的に判断すると、請求者は平成2年12月25日から平成3年2月26日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求者の上記期間に係る標準報酬月額については、A社の元事業主の陳述及び同僚の給与明細書から47万円とする必要である。

なお、事業主が請求者の上記期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の元事業主は、社会保険事務所（当時）と相談の上、平成2年12月頃に厚生年金保険の適用事業所でなくなる手続きを行った旨回答していることから、社会保険事務所は請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は請求者の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 1600147 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 1600099 号

## 第 1 結論

請求者の A 事業所における平成 17 年 6 月 30 日の標準賞与額を 62 万円に訂正することが必要である。

平成 17 年 6 月 30 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 17 年 6 月 30 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

請求者の A 事業所における平成 17 年 12 月 22 日の標準賞与額を 74 万 2,000 円から 91 万円に訂正することが必要である。

平成 17 年 12 月 22 日の標準賞与額については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 17 年 12 月 22 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 31 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 17 年 6 月 30 日

② 平成 17 年 12 月 22 日

A 事業所から請求期間①及び②に賞与が支給され厚生年金保険料が控除されていたが、請求期間①については標準賞与額の記録がなく、請求期間②については標準賞与額が実際に支給された賞与額と相違しているので、調査の上、当該賞与を記録し、将来の年金額に反映してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求期間①については、請求者から提出された賞与支払明細書により、請求者は、当該期間において A 事業所から賞与（96 万 3,000 円）の支給を受けたことが確認できる一方、厚生年金保険料については、当該賞与額に見合う厚生年金保険料（6 万 7,092 円）ではなく、62 万円に

見合う厚生年金保険料（4万3,195円）を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①に係る標準賞与額については、上記賞与支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額により、62万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）を社会保険事務所（当時）に対し提出し、厚生年金保険料についても納付したと陳述しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求者の請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

請求期間②については、請求者から提出された賞与支払明細書により、請求者が当該期間において、オンライン記録により確認できる標準賞与額（74万2,000円）を超える賞与額（91万円）の支給を受け、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

したがって、請求者の請求期間②に係る標準賞与額については、上記賞与支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額により、74万2,000円から91万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間について、請求者の賞与支払届を社会保険事務所に対し提出し、厚生年金保険料についても納付したと陳述しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求者の請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 1600024 号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 1600096 号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和 18 年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 40 年 4 月 30 日から昭和 40 年 5 月 1 日まで

昭和 36 年 3 月 20 日から昭和 43 年 10 月 15 日まで、A 社及び同社の関連会社に継続して勤務していたが、請求期間の厚生年金保険の被保険者記録がない。請求期間は、A 社 (C 事業所) から、A 社 B 工場へ異動した時期と記憶している。調査の上、記録を訂正して欲しい。

## 第3 判断の理由

事業主から提出された請求者の人事発令記録及び雇用保険の記録により、請求者は請求期間に A 社 B 工場において継続して勤務していたことが確認できる。

しかしながら、事業主から提出された請求者の A 社 (現在は、D 社) に係る厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書から、昭和 40 年 4 月 30 日付け厚生年金保険被保険者資格喪失の届出が行われていること、A 社 B 工場に係る請求者の被保険者原票から、同年 5 月 1 日付けの厚生年金保険の被保険者資格取得が記録されていることがそれぞれ確認できる。

また、事業主は、厚生年金保険料の控除について、請求期間当時の取扱いは不明であるが、現在は翌月控除である旨回答しているところ、請求者から提出された A 社 B 工場発行の昭和 40 年 5 月分の給与明細書において、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていないことから、事業主が、請求者の給与から請求期間に係る厚生年金保険料を継続して控除していたことを確認することができない。

さらに、請求者と同時期に、A 社 (C 事業所) から同社 B 工場へ異動した者は確認できない上、請求者が異動する前の昭和 40 年 3 月 26 日に A 社 (C 事業所) から同社 B 工場に異動した者二人及び請求者と同時期に A 社 (C 事業所) から A 社の各事業所へ異動し、昭和 40 年 4 月の 1 か月間の厚生年金保険の被保険者記録がなかった者 8 人に、異動時における厚生年金保険料の控除方法について照会したが、具体的に記憶している者はおらず、当時の給与明細書を保管している者もいないことから、請求者が事業主により支給された昭和 40 年 4 月分の給与か

ら、同月分を含む2か月分の厚生年金保険料を控除されていたか否かを確認することができない。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 1600142 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 1600098 号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 39 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 17 年 2 月 25 日

年金事務所からの通知により、A社において請求期間に支給された賞与の記録がないことがわかった。私の所持する預金通帳によると、平成 17 年 2 月 25 日に給与のほか同社からの振込みが 1 件あり、これが賞与であったかもしれない、調査の上、当該賞与を記録し、将来の年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された請求期間に係る預金通帳によると、A社から平成 17 年 2 月 25 日に給与 15 万 41 円のほかに、2 万 1,568 円の振込みが確認でき、請求者は当該金額が賞与の可能性があるとして記録の訂正を求めている。

しかしながら、A社の代表清算人から提出された請求者の「平成 17 年 1 月分（平成 17 年 2 月 25 日支給分）賃金台帳基データ」からは、請求者の請求期間に係る賞与である半期インセンティブは確認できず、代表清算人は、請求者に半期インセンティブを支給していない旨回答している。

また、代表清算人は、「平成 17 年 2 月 25 日支給の半期インセンティブ（賞与）は、同年 1 月分の給与に合わせて支給しており、半期インセンティブを給与と別に支払うことではなく、通帳の振込みは一本であり、給与と別に振込みがあったとすると、立替え払いをした旅費などが考えられる。」と陳述している。

さらに、A社の元従業員から提出された「2005 年 1 月分給与明細書（平成 17 年 2 月 25 日）」に「半期インセンティブ 37,386 円」の記載があり、厚生年金保険の標準賞与額は 3 万 7,000 円（平成 17 年 2 月 25 日）と記録されているが、請求者から提出された「2005 年 1 月分給与明細書（平成 17 年 2 月 25 日）」には「半期インセンティブ」の記載はない。

加えて、A社が請求期間当時に加入していた B 健康保険組合から提出された請求者の「適用

台帳」には、賞与の記録は確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。